

# 明治 31 年民法・戸籍法施行と沖縄の戸籍事情

奥 山 恭 子

## 序

一般に我が国の戸籍制度の開始は明治 5 年壬申戸籍の法に遡るとされる。確かに同法は戸籍法と命名される初の制度ではあるものの、現在に至る身分事項の登録および公示機能を有する制度としての開始は、民法施行と同時期の明治 31 年戸籍法というべきである。

ところで 1867 年（慶応 3 年）の大政奉還、翌 68 年の明治維新以降、全国規模での中央集権化が開始したが、その波は沖縄には即座には及ばず、政府の廃藩処分の強行策と琉球側の藩政維持の要請との中で、1879 年（明治 12 年）に首里城明け渡しと沖縄県としての置県が行われた。しかし沖縄では置県後も土地制度、租税制度、地方制度については、琉球王国時代の基本方針を改めないとする旧慣温存政策がとられていた。その後も琉球王国の復旧をなおも画策する旧士族などの動きがあり、これが収まり、本土の法制度が実質的に一律施行されるようになったのは、1896 年（明治 29 年）の沖縄県区政及び郡編成の勅令公布からである。

明治期以降の戸籍は明治政府の立法に依拠する制度であり、全国一律の実施が想定される。しかし沖縄県では旧慣温存政策がとられ、また土地、租税および地方制度以外にも、政府の方針（太政官布告）と異なる処理がなされていたことを裏付ける史料も残っている。たとえば明治 17 年には沖縄県から内務省に対し、かつて華族・士族であった者でも分家した者は平民と

せよとの達しがあったが、沖縄県では華族が分家した場合は士族としたいとの伺いが出され、これに対し内務省からは沖縄県は他府県とは違う特別な地方であるから当分の間聞き届けるとする指令が出ているものである<sup>1)</sup>。

以上のことから、明治期の国家法たる戸籍制度が沖縄にどのように受け入れられたか、あるいは他の地域と比較して適用上の違いがあったのかを検討する事は、二つの観点から興味深い。その一は、人事の公示手段としての戸籍制度自体の法的性格に関する興味であり、その二として、全国一律に公布された「達」の内容と異なる人事身分の慣習があったが故に、受け入れがたい事情が生じたとすれば、その沖縄での特殊な事情とは何かの点である。

なお琉球王国以前の沖縄の人事の記録については、『家禄』等の貴重な史料が保存されており、その分析研究がなされているものの、明治期以降の沖縄県の戸籍については、県内の大半の地域で戸籍管掌機関における正副本とも第二次世界大戦により焼失しており、戦火を免れた離島や、大戦前の移民者が移民先に持ち運んだものがかるうじて残るのみで、体系的把握が困難である。これが明治期以降の戸籍研究がほとんどなされてこなかった原因であり、その困難な事情は現在も同じである。

そこで本稿では、明治 31 年の民法および戸籍法施行にともない、その実施機関である戸籍吏による現場での処理上生じた質疑を収集した『戸籍質疑録』<sup>2)</sup>により沖縄の明治期の実情を見

ることとする。同刊行物は沖縄以外に残存(明治の一定時期については法務省図書館所蔵)することが、この調査を可能とした。

## 一 明治期の戸籍制度

### 1 人別帳から身分登録へ

我が国の統一の戸籍制度は、明治5年戸籍法(「戸籍法33則」明治4年4月4日公布、同5年1月施行)いわゆる壬申戸籍に始まる。しかしこの戸籍法は基本的には徳川期の「人別帳戸籍」を踏襲するもので、記載事項、記載方式も美濃半紙に人別帳式の記入をするものであった<sup>3)</sup>。すなわち同法には「戸主、尊属、戸主の妻、卑属、兄弟姉妹、その他の傍系親族、兄弟姉妹の配偶者、その他の傍系親族(大伯叔父母・伯叔父母)の配偶者」の各人につき、氏名・年齢・位官・氏神・廃疾の有無・附籍・寄留などの諸事を記入すべきことが規定されている<sup>4)</sup>。

出生、死去、その他の出入が記載されることから、身分関係公証機能が存在はしたが、明治5年戸籍の目的は戸口調査であり、行政警察的性格が大きいものであった<sup>5)</sup>。ついで明治19年にも、戸籍取扱手続規定を整備し、出生・死亡の届出の懈怠に制裁を課し、登記書式を詳細にするなどの戸籍法が規定されたが、これらは未だ身分関係についての司法的戸籍というべきものではなかった。

明治31年に至り、戸籍を人事法における人の身分の公証としての機能を持つものと位置づけた戸籍法が制定された(明治30年法律第12号)。同法は明治31年7月16日施行の民法親族相続編に合わせ、民事身分の戸籍への届出と、その関係の公証のための手続を規定したもので、同時に制定・施行された「戸籍取扱手続」と合わせて、民法の手続法としての司法的戸籍法<sup>6)</sup>が確立した。

### 2 明治31年戸籍法の性格——身分登記簿の導入

明治31年戸籍法は、戸籍を人事法上の身分の公証および登録制度と捉えた点が、明治5年戸籍法との最大の違いである。明治29年法律第89号による民法は、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁等につき、その発生、変更、消滅を戸籍の届出に係らしめたので、これらの戸籍届出による身分関係の変動を公示する公文書が必要となり、従来型の戸口調査のための文書ではない戸籍法が必要となり、戸籍簿のほかに身分登記簿を設け、戸籍の届出、身分登記の変更の全部を登記することにしたものである(ただし管外への転籍、管内であっても本籍地変更は身分事項でないとして除かれている)。

さらにこれにともなって、戸籍事務についての監督官庁も変更されることとなる。明治5年戸籍法では内務省の監督の元におかれていたものを、31年戸籍法では司法省の監督下に移した。戸籍吏には市町村長が充てられ、戸籍事務は戸籍役場(市区役所町村役場)の所在地を管轄する区裁判所の監督判事の監督のもとにおかれ(同法5条)、受け付けた書類は戸籍編成または身分登記があるごとにその副本を監督区域管轄の区裁判所へ送付しなければならない(同法11、172条)と規定された。

明治31年法に新たに導入されたものとして、「本籍」があげられる。同法には「身分登記簿ハ本籍人身分登記簿及ヒ非本籍人身分登記簿ノ二種トシ各正副二本ヲ備フ」(同法7条)、「登記ハ本籍人、非本籍人及ヒ登記ヲ為スヘキ事件ノ区別ニ従ヒ相当ノ登記簿ニ之ヲ為スコトヲ要ス」(同法19条)とあり、また「被登記者ノ本籍カ届出其他ノ事由ニ因リ戸籍吏ノ管轄ニ帰シ又ハ其管轄ヲ離ルル場合ニ於テハ非本籍人身分登記簿ニ登記ヲ為スコトヲ要ス」(同法20条)とあることから、本籍を一定の土地と結びつけ、戸籍の単位としたことがわかる。この後これが大正4年戸籍法にも踏襲され、本籍が戸主の「家」統括作用の支柱であった<sup>7)</sup>とされる元

となったものである。

ところで前述のように31年法制定の前に、明治19年戸籍法が制定されている。しかし同法は明治5年戸籍法が時勢の変化により現実には実施されない項目も多くなったことから、戸籍簿の様式を改め、かつ徴兵免れなどの取締り強化などを目的として、登記目録制度をとったもので、明治5年戸籍法の応急的、最小限の改定であった。したがって厳密には身分登記の始まりは、明治19年戸籍法ともいべきではあるが、19年法は基本的構造が明治5年法と同一のものであったことから、実質的身分登記は31年法に始まるといえる<sup>8)</sup>。

なお明治31年法による身分登記とは、現代において諸外国が採用する身分登録とは異なり、戸籍簿を作成する前提としてのものであった。すなわち身分に関する事項はすべて身分登記簿に記載し、その後戸籍を整理するもので、二重の手続きであり、煩わしかったであろうことは容易に想像しうる。したがってその後大正4年戸籍法（大正3年法律第26号）によりその性質を変えることとなり、身分事項も初めから戸籍に記載する現行戸籍方式に移行することとなった。身分登記簿との二本立ては解消されたものの、本籍を基準に家を単位とし、その家に属する人の身分に関する事項を事項欄に記載する公文書としての戸籍の性質は、31年法に始まったものといえることができる。

## 二 沖縄での戸籍編別取扱

### 1 族籍および官位との関連

明治5年戸籍法では、それ以前の族属別から住所別登録主義に変化した。すなわち従来の戸籍が族属に分けて編成され、住所地での登録ではなかったことが、遺漏があっても検査が徹底しない原因であったとして（同法第1則）、「臣民一般其住居地ノ地ニ就テ之ヲ収メ」とし、「臣民一般」のなかには華族、士族、卒、祠官、僧侶、平民までを言う注釈が書かれている。

明治2年の版籍奉還後、同4年の廃藩置県に

至る間の新支配機構確立期に、戸籍登載の族称を定めるにつき、そもそも官位とは旧藩時代のもので、廃藩置県により廃されはしたが、置県後旧藩王は華族、他の官位にあるものを士族とし、これをもって戸籍の記載としたものである。

沖縄における置県は明治12年であるが、沖縄においても族称が官位の名称を反映していたと思われる記録がある。明治36年8月1日に大蔵省主税局が沖縄現地調査の上作成し、後に東京税務監査局より編まれた『沖縄法制史』<sup>9)</sup>の第二章「官位制度」の項に、琉球における士民の階級と官吏登用の法として明示されている。

また同書の沖縄の風俗等を記載した項<sup>10)</sup>には、以下の記載がある：

「人心温順儉素ニシテ旧慣ヲ固守シ華美ヲ喜ハス 新ニ移リ開墾ニ進ムノ氣象ニ乏シ然レトモ堅忍久シキニ耐工倦怠勞苦ノ病ナシ 国内ノ人民ヲ十一等ニ區別ス、王子（ワウジ）、按司（アンズ）、親方（オヤカタ）、親雲上（パイキン）、里之子親雲上（サトノシパイキン）、筑登之親雲上（チクドンパイキン）、里之子（サトノシ）、若里之子（ワカサトノシ）、筑登之（チクドン）、筑登之座敷（ザシキ）、仁屋（ニヤ）、是ナリ 王子ハ王弟王叔ニシテ按司ハ王弟王ノ子ナリ 故ニ旧藩時按司ハ士族ノ班ニアラス 邦人之ヲ称シテ大名ト云ヘリ 親方ハ上士ニシテ親雲上ト里之子、若里之子親雲上ハ中士ナリ 筑登之親雲上、里之子、若里之子、筑登之、筑登之座敷ハ上士中士ノ子弟ト下士ニシテ仁屋ハ平民ノ称ナリ 又士族ヲ九品ニ區別シ各位帽簪衣帯ノ制ヲ定ム 上士ヨリ拔擢シテ三司官ニ任シ功勞アル者ヲ正従一品トシ以下位ヲ授ル 各差アリ 平民ハ数年地頭ノ家ニ勤メ又ハ間切村ノ公務ニ従事シ功ヲ積ミ始メテ筑登之ニ昇リ大功ヲ奏スル者ハ筑登之親雲上ニ進メ品位ヲ授ケシモ士族ノ班ニ列スルコトヲ禁シ短掛（ハラリ）ヲ服シ足袋（本文は旧漢字）ヲ踏ムコトヲ許サズ 置縣後其制ヲ廢シテ藩王王子ヲ華族トシ按司以下ハ皆士族トシ平民束縛ノ禁ヲ解クト

## 史料1

訓令第五十一號 (明治二十九年七月二十九日)

郡區役所

島廳

番所

蔵元

華士族分家者ノ族称ハ旧来ノ本縣人限り當分士族タルヲ得セシメタル義ニシテ他府縣ヨリノ轉籍シタル者ニハ之ヲ適用スヘキモノニ之無就テハ右等分家者ハ明治七年第七十三號布告ニ從ヒ此際平民籍編入ノ手續ヲ為スヘシ<sup>12)</sup>

雖モ尚謹ンテ旧法ヲ守リ短掛ヲ服シ足袋ヲ踏ムモノナシ」(下線筆者挿入)。

この旧藩時の官位と戸籍編別の関係をめぐっては、前述のように明治7年に太政官より「華士族分家ノ者ハ平民籍ニ編入スル」との布告(太政官布告第七三號)が出され、これに対し沖縄県は、「明治七年太政官第七十三號布告ニ則ラス……士族ハ舊慣ニ依リ華族ハ更ニ士族へ編入候様致度然ル上ハ大ニ人心ニモ相協ヒ且戸籍調査上便益不少候ニ付……」として、士族は旧慣により士族として、また華族はさらに士族に編入するのが沖縄の人心(民衆の価値観と置き換えられよう)にも合致するものであり、戸籍調査のうえでも便宜的であることを理由として、他県と異なる処理を認めることを願い出た(明治17年1月17日付伺い)。

これに対し内務省からは、沖縄県からの伺いは、一般的規定と異なるものではあるが、元来沖縄県は他県とは異なり特別な地方であり、民情も風俗も異なるものであるから、伺いの通りに処理してよろしいとの趣旨の指令が出ている<sup>11)</sup>。

沖縄県内の戸籍事務取扱上もこれに応じ、明治十七年五月二十六日には「本縣華士族分家ノ者ハ等分士籍へ編入ス 右布達候事」との沖縄県の布達が出された(縣甲第二十七號)。その後、この沖縄県のいわば特例につき、他府県から沖縄県に移動してきた者の処理が問題になり、この特例はもともと沖縄県の者に対する処遇であり、他府県からの者は明治7年の太政官

布告の通り平民とすべきとする懸の訓令が、出るに至っている(史料1)。

## 2 その他の訓令指令

① 褒章に関する「懸達」戸籍簿以外に族籍、官位が記載される場合の関連記事として、褒章の記録がある。「褒章條例ニ依リ褒章申請ノ際ハ左記ノ廉々精確取調具状スヘシ」(明治三十一年三月二十六日懸訓令第四十二號)<sup>13)</sup>として、その具状すべき要件の中に、「住所族籍、官位勲等、姓名年齢、受賞受刑ノ有無、履歷書、郡區長島司ノ具状書、戸籍寫」とある。

褒章については、明治一八年には「本年五月第四十五號ヲ以テ相達候長壽者取調乃義ハ左乃通更正候條此旨相達候事」(縣乙第八十八號同年一二月四日)として、満90歳以上の者につき、雛形に準じて取り調べよとあり、雛形の内容は住所(何村何番地)、種族(士族或ハ平民)、戸主或ハ戸主ノ續柄(戸主或ハ何ノ誰叔父)、姓名(何ノ某)、生年月日および年齢が記載されるものとされていた。種族欄の雛型にある「士族或ハ平民」が、この懸達公布の明治18年頃の華士族分家者の実態と関連するかは定かではない。

② 華士族についての「達」の刑罰への適用について、以下の指令が出ている。

司法省指令録刑事部第三十四號<sup>14)</sup>によれば、第四百二十(在琉球)内務省出張所ヨリ琉球藩人身分ノ儀ニ付(明治十年二月八日)

第一条 先般琉球藩人身分ノ儀王子ハ華族ヲ以テ取扱筑登之以上ハ士族ニ順スヘキ旨其筋ヨ

## 史料2

縣訓令第九十四號（明治三十一年七月二十五日）

戸籍法施行ニ付キ戸籍取扱手續ニ依リ其郡役所（島廳）ニ納置セル戸籍簿副本及戸籍ニ関スル諸届綴ハ左ノ區別ニ從ヒ本月十六日後三十日内ニ引継ヲ為シ其旨届出ツヘシ

- 一 戸籍ニ関スル諸届綴  
右ハ那覇區裁判所ニ引継クヘシ
- 一 戸籍簿副本  
右ハ那覇地方裁判所ニ引継クヘシ

リ御達有之候処最初御省御伺文中訟庭上取扱トノミ有之候得共右ハ一般ノ法律ニ相渉リ候儀ト心得可然哉

第二条 該藩是迄武士平民ノ分堺判然相立居候ニ付犯罪ノ者有之節ハ右武士ト称スル者ニ限り未タ筑登之ニ不相成ト雖モ無論士族ヲ以テ処分ニ及ヒ可然哉

第三条 平民ヨリ筑登之以上ニ相成候者其身戸主ナレハ家属一同士族ニ準シ可申若シ戸主ニ無之時ハ此例ヲ用サル等改定律例第廿四条第廿五条ニ依リ候義ト相心得可然哉

第四条 地頭代. 夫地頭. 大屋子. 大掟. 掟. 耕作当. 下知人. 等民治ニ関スル里正ノ如キ者数種其他砂糖焼出檢見人. 蘇鉄植付人. 学校教師以下夫々役付候者有之右ハ官給民給ニ拘ハラス私罪ヲ犯シ候節ハ戸長同様等外吏ニ準シ或ハ月給等外四等ニ及ハサル者贖罪金ハ戸籍ニ依リ処分スル等一般ノ御定律ニ依リ可然哉

指令（十年六月二十三日）

第一条 第二条 第三条 伺ノ通

第四条 地頭代夫地頭大屋子等内地ノ区戸長ニ当ルヘキ者ヲ除クノ外都テ其本籍ヲ以テ処分スヘシ

とあり、犯罪者処遇について、先の華士族に関する「達」が適用されること、戸主たる筑登以上の者は士族と扱ひ戸主ではないものは改定律例第廿四条第廿五条に依るべきこと、その他の役人については一般の律令によるべきこと、以

上すべてにつき本籍にて処分すべきことが指示されている。

### 三 明治31年戸籍法施行後の沖縄の対応

#### 1 行政の記録

民法および戸籍法改正に伴う、沖縄県の対応が明治29年から同32年までの戸籍事務手続きに関する県令により見て取れる。「宝玲文庫雑」<sup>15)</sup>に史料2掲載の記述がある。

ついで外国人の養子・入夫、帰化・国籍回復の取調べ方について、

「縣訓令第九十八號（明治三十二年九月三十日）

郡區役所 島廳 役場  
本年内務省令第五十一號ニ依リ外国人ヲ養子又ハ入夫ト為シ及帰化ヲ為シ又ハ国籍ヲ回復セントスル願書ヲ差出シタルトキハ法律ニ掲ケタル条件及其目的又ハ帰化人ト共ニ国籍ヲ取得スヘキ者（妻子）アルトキハ其品行年齢職業等詳細取調具申スヘシ 右訓令ス」  
との訓令が出ている。

その宛て先が史料1と異なり、郡區役所、島廳、役場であることは、明治30年「沖縄県間切島吏員規定」により間切、島番所が役場と改称された例として掲げる。

#### 2 明治31年戸籍法改正に伴う沖縄の戸籍実務

民法施行後、全国各地から戸籍取扱方や記載例の質疑が戸籍質疑録に登載されている。記載内容は記載方法のみならず、たとえば戸主甲死

## 史料3

明治三十五年十一月七日戸籍一〇三號石川県能美郡寺井村戸籍吏松坂〇〇伺同年十一月十四日  
民刑第一〇三六號民刑局長回答

無籍者ニシテ数年来某家ノ家族同様該家ニ同居スルモノ死亡セシ場合ニ於テハ戸籍法第  
百三十二條ノ規定ニ依ルニアラサレハ該届書ヲ受理スヘカラサル偽ニ候哉又ハ別紙の如キ届書ヲ  
該家戸主ヨリ提出スル場合ハ非本籍人身分登記簿ニ記載シ、該届書ハ戸籍法第三十八條ニ依リ監  
督區裁判所ヘ送付スヘキ儀ニ候哉

右御教示ヲ仰キ度ク候哉

別紙

死亡届

原籍不明

通称

何ノ某

推定年齢

死亡の時

死亡場所

右死亡候ニ付別紙医師診断書相添ヘ此段及御届候也

年 月 日

郡 村 番地

家主

何ノ某

年 月 日生

戸籍吏宛

亡し、甲を相続人に指定して隠居した乙と、甲死亡の日に離縁した甲の養子丙がいる場合、誰が相続人となるかのような実体法上の質疑も出ている。一例として、非本籍人身分登記簿への記載様式を問う件(石川県の伺い)を、記載様式の例として紹介する<sup>16)</sup>(史料3)。

### 3 沖縄での戸籍事務の質疑——那覇区裁判所 戸籍事務協議会の議事

明治四十年四月十五日、沖縄県中頭郡宜野湾間切普天間村農学校において、首里區中頭郡第一回戸籍事務協議会が開催された。この開催の経緯については、後述のように戸籍質疑録第八十三号<sup>17)</sup>掲載の、同協議会の議事録によれば、次のように行われたことがわかる。

同協議会開催に先立ち、那覇區裁判所の芝崎政治監督判事は那覇區裁判所管内の各戸籍役場を視察しており、その結果につき、同協議会において、區裁判所の提出議案として提示し、将来の執務に備えるため注意を与えた。その際、同提出議案の説明は総監督書記が行っている。同人は番外席につき、会員の質疑に応答した。

その後各間切戸籍吏より質問が出され、この質問に対し先に議案説明をした総監督書記が回答している(その内容は戸籍質疑録第八十四号掲載)。この協議会への参加者の構成については、浦添間切の戸籍吏は欠席したが、同間切書記は出席し、それ以外の、西原、中城間、宜野湾、北谷、越來、美里、読谷、具志川、勝連、与那城の各間切については、戸籍吏と書記が出席し

史料4

一、女戸主ハ自己ノ未成年卑属ヲ家督相続人トシテ隠居ヲ為スコトヲ得ルヤ  
 決、 隠居ヲ為スコトヲ得ス  
 二、父母婚姻後父カ母ノ實家ニ在ル私生子ヲ認知スル場合ノ届出式登記例及戸籍記載例ハ左ノ  
 通りニテハ如何

私生子認知届

中頭郡宜野湾間切普天間村一番地戸主平民農業大城太郎長男農業一郎  
 長男 孫太郎  
 明治参拾九年拾月五日生

右中頭郡宜野湾間切宜野湾村百番地戸主平民農業宜野湾三食孫

右母一郎妻農業キク

右私生子認知候間此段及御届候也

明治四拾年四月拾五日

認知者 大城一郎 印

明治拾年拾月拾日生

宜野湾間切戸籍吏 何 某 殿

た。

首里區中頭郡第一回戸籍事務協議会の決議の事項内容を整理、総括すると、以下の様である<sup>18)</sup>。

(1) 改正戸籍法のもとでの身分事項の移動の可否と登記記載方法の伺い

1. (独身) 女戸主が自己の未成年の卑属を家督相続人にして隠居することの可否 (否定)

掲載例

以下質疑の内容のみ記載する：

2. 母婚姻後、母の実家にいる私生子を認知する場合の登記例 (史料4)  
 (父方戸主の同意は要せず、認知届のみで入籍させるべきことが示されている)
3. 15歳未満のものが養子縁組する場合に父母が代諾した場合の登記要式の伺い
4. 婚姻によって嫡出子たる身分を取得する

庶子がいる場合の婚姻届及び登記例の伺い

5. 廃家届けの要式
6. 配偶者及び直系卑属ある者が分家をする場合の届出方式および身分登記例
7. 戸籍法第218条の事由につき、届出方式の伺い
8. 未成年者自ら届出をせず、法定代理人より届出をなす場合の身分登記方式につき、  
 届出人 何某 何年何月生 (改行) 右未成年者ニ付親権者父 (母)

又ハ後見人 何某 何年何月生

上記の通り一定してはいかがかとの伺いに対し、可とする旨の決定が出されている。

9. 明治23年戸籍改正前の全戸入寄留者の家族が死亡し、その届書正本を本籍地に送付したところ、無籍のため返戻されてきた。この場合はいかなる手続きをすべきか (與那城間切戸籍吏から提出)。

決) 本籍地が明らかとなるまで、届書の生本(ママ 正本と思われる)そのまま保存しておくことを相当とする。

10. 家族の庶子および私生子がその戸主の同意を得て父または母の家に入るときは身分登録簿にもその旨を記載すべきか(同上)。(否定)

11. 入夫婚姻当時に相続届をしていない入夫がいる場合、民法755条第2項により、夫の同意を得て隠居をなし、入夫に相続をさせることでよいか(同上)。

決) 入夫より相続届を出させるべきである。

12. 女戸主が隠居をなすときは、その原因は単に女戸主であることを理由として届出をさせることでよろしいか(同上)。

決) 民法755条により隠居とすることを可とする。

13. 二男は届出漏れで三男を二男と届出、後日に至って二男の出生届出があったときはいかなる手続きをなすべきか(北谷間切戸籍吏から提出)。

決) 戸籍吏限り戸籍の続柄を訂正すべきものとする。

14. 37年婚姻届を受理し、身分登記をしているにもかかわらず、戸籍に記載漏であることを後任戸籍吏が発見した時は、いかなる手続きをすべきか(北谷間切戸籍吏から提出)。

決) 戸籍に記載すべきものとする。

15. 某家に入夫婚姻をなし、家督相続届出をしないうちに長男を出生した。この場合はどのような手続きをなすべきか(宜野湾間切の戸籍吏より提出)。

決) 入夫に相続届をさせ、その後出生届を受理すべきものとする。

16. 戸籍吏も書記も不在のときは収入役をもって戸籍吏代理をさせることができるか(浦添間切の戸籍吏より提出)。

決) 本県間切規定により、間切長の代理

をなすべき書記が戸籍吏の代理をなすべきものとする。

17. 未成年の戸主がいる。その母が私生子を出生したる時は届書の同意者はだれか(浦添間切の戸籍吏より提出)。

決) 実際に利益相反と認められる場合は、母をして同意の旨を付記させて入籍の手続をなすべきものとする。

18. 戸主が死亡し、その長男も相続届を出さずに死亡し、卑属なく姉弟がいる場合の相続人はだれか(西原間切戸籍吏より提出)。

決) 親族会の選定によって相続人を定めるべきこと。

19. 戸籍法195条の転籍の場合に、家族の一部を脱漏した時は、いかなる手続きをなすべきか(具志川間切戸籍吏より提出)。

決) 戸主より完全な戸籍謄本を添付し転籍地戸籍吏へ戸籍訂正の申請をなすべきものとする。

20. 戸籍法33条の家督相続の届出はないが、その者を戸主として扱うべきか(同上)。

決) 肯定<sup>19)</sup>

ついで那覇區裁判所管内の島尻郡においても戸籍事務協議会が開催され<sup>20)</sup>、兼城間切戸籍吏により以下の質疑が出された<sup>21)</sup>。

一、養親タル女戸主死亡シ其養子(男子)相續後其養親ノ孫女子ト婚姻スルニハ如何ナル手續ヲナス可キヤ

決、戸内婚姻ノ手續ニ因ル事

二、本日婚姻ノ手續ヲ為シ明日嫡出子出生ノ届出アリタルトキハ受理ス可キヤ

決、受理スベキモノトスル

眞和志間切戸籍吏提出

三、婚姻届書中ニ庶子ヲ脱漏シテ記載ナキトキハ如何スルヤ

決、身分変更手續ニ依ル事

四、妻ヲ本家ニ残シタル夫ノ分家届ヲ受理シタルトキハ如何ノ手續ニテ妻ヲ分家ニ入籍セシムルヤ

決、身分変更手続ニ依ル事

五、夫死亡後他ニ婚姻セントスルトキハ一旦  
實家ニ復帰セスシテ婚家ヨリ婚姻ヲ為シ差支ナ  
キヤ

この件は撤回されている

六、重積者ハ戸籍吏又ハ區長、間切長ノ証明  
書ヲ添付シテ除籍ノ許可申請ノ手續ヲナスヘキ  
モノナルヤ

また希有な例として仲里間切戸籍吏の提出に  
よる以下の質疑がある。

十一、甲ノ二男乙明治八年七月養子縁組ニ因  
テ他家へ入籍シ而シテ其妻ハ實家ナル甲ノ戸籍  
内ニ二男乙妻明治十年九月一日何懸何島何間切  
何村何番地何某何女入籍トアリシ時ハ如何ニシ  
テ之ヲ夫ノ戸籍ニ入籍セシムヘキヤ

決、右實際問題ナリトセハ正式ニ監察區裁判  
所ノ指令ヲ仰ク事

戸籍吏の同上質疑がある以上、現実に存在し  
た事例であろう。

十二、戸主甲死亡シ而シテ甲ノ長男乙一ヶ月  
以内ニ（家督相續ヲ為ササル内）死亡シタル時  
ハ其死亡届ノ戸主トノ續柄ハ何ト記載スヘキヤ

決、家督相續届出前ト雖トモ戸主トシテ取扱  
フヘキナルヲ以テ戸主死亡ノ取扱ヲ為ス事

十三、戸籍上長男トアリシヲ他家の養子ニ戸  
籍訂正申請ノ裁判ニ依リ訂正スルトキノ記載例  
如何

決、明治何年何月何日ノ裁判ニ依リ年月日何  
間切何村何番地戸主族称何某何男養子縁組ト訂  
正申請何月何日受付○印トスル事

本件は戸籍上の記載と実態が異なる戸籍訂正  
の例である。

明治 44 年沖縄県の各裁判所管内の戸籍吏会  
決議例を明治 44 年発行の『戸籍質疑録』によ  
り、以下に事案を抽出する。

①入籍に関するもの<sup>22)</sup>

戸籍役場執務手続附録第五十二號備考中入籍  
シタル家ノ氏名ヲ記載シタルハ入籍シタル本  
人ヲ指シタルモノナリヤ將タ入籍シタル家ノ戸

主ノ氏名ヲモ記載スル意ナリヤ

決、前段ヲ可トス

假令ハ

那覇區字若狭町壹番地赤嶺

島尻郡兼城村字賀数壹番地 照屋カマ

②入籍と本籍の関係

妻ヲ本家ニ残シテ分家シタル夫分家地ニ於テ  
死亡シタル時ハ妻ハ如何ナル手続ニ依リ夫ノ分  
家地ニ入籍スルヤ

決、身分登記変更申請ニ依ルヘキモノトス

右夫婦間ニ挙ケタル子女届出漏レノモノハ如  
何ニシテ出生届ヲ提出スルヤ

但夫婦ノ婚姻ハ明治三十二年七月夫ノ分家ハ  
明治四十年五月夫ノ死亡ハ明治四十一年三月ナ  
リ而シテ夫婦間ニ挙ケタル子女ハ明治三十四年  
生及明治三十六年同三十九年生三人ナリ

決、出生子ノ父母ノ氏名本籍地職業等ハ出生  
当時ノ本籍地等ヲ記載シ本家ニ入ルル事

假令ハ

島尻郡兼城村字何番地戸主

族称職業

名続柄職業

父 何 某

母 某

出生子 某

出産ノ時 明治 年 月 日 午前 午後 時

出生ノ場所 島尻郡兼城村字何番地

右出生及御届候也

明治 年 月 日

島尻郡兼城村字何番地(分家地)

届出人 何 某

年 月 日生

島尻郡何村戸籍吏何某殿

③相続に関するもの

左記ノ如キ戸籍アリ弟ニ相続セシムル方法如  
何

亡父 伊是名半助

母 マサ 長女  
 明治四十一年父死亡ニ因リ家督相続  
 戸主 伊是名キク  
 明治三十三年五月十日生  
 母 マサ  
 明治元年一月五日生  
 亡父 伊是名半助  
 母 マサ 長男  
 明治四十二年五月三日出生届出 弟 半一  
 明治三十六年二月八日生

決、家督相続回復ノ手續ニ依ルコト

(那覇區裁判所ニ於テハ抗告ニ理由アルモノ  
 ニ付テハ抗告ニ依リ取消シタル実例アリ)

その他那覇區裁判所管内決議例<sup>23)</sup>には以下の  
 ような事案が掲載されている。

一、民法施行前戸籍簿ニ失踪ト記載セラレタル  
 女カ婚姻届ヲ為スニハ如何ナル手續ヲ要スル  
 哉

決、従前ノ振合ニ因リ復帰届ヲ為シタル上婚  
 姻届ヲ為ス事 但戸籍吏ニ於テハ復帰届ヲ強ユ  
 ルコトヲ得ス

二、無籍ノ女ト婚姻届ヲ為スニハ如何ナル手  
 続ニテ可ナル哉

決、婚姻届書中妻ノ肩書ヲ無籍者トシ登記モ  
 該届書ニ基キ之ヲ為スヘシ但シ妻ハ右婚姻届ニ  
 因リ夫ノ籍ニ入ルニ付別段就籍ノ手續ヲ要セス

三、前夫ノ長男ヲ誤リテ後夫カ自己ノ長男ト  
 シテ届出アリ之ヲ訂正スルニハ如何ナル手續ヲ  
 要スル哉

決、戸籍法実施後ナルニ於テハ抗告ニ依リ身  
 分登記ヲ取消シ実施前ナルニ於テハ同手續ニ依  
 リ戸籍記載ノ取消ヲ為シタル上正当届出義務者  
 ヨリ生届出ヲ為ス事

四、甲女乙男ト私通ノ上受胎シ而シテ丙男ト  
 婚姻後(式百日内)分娩セシ付丙男ハ自己ノ  
 嫡出子トシテ届出ヲ為シタル後丙男ハ死亡シ其  
 子カ相続セリ然ルニ其右子ハ乙男ノ子ナル故  
 ヲ以テ乙男ノ家ニ入籍スルニハ如何ナル手續ヲ

要スル哉

裁決、實際問題ナレハ事情ヲ具シ監督區裁判  
 所ヘ伺出ルコト

## 総括

明治31年の戸籍法施行は全国一律に為すべ  
 く、裁判所の発議で開始された沖縄各地での戸  
 籍の質疑は、実定法たる民法規定によるべきも  
 のについては、画一的処理がなされて当然であ  
 ることから、その回答に沖縄の特殊性は存在し  
 ない。ただし裁判所の処分には任すべき旨の決議  
 や、重籍あるいは無籍の者の処理が少なからず  
 存在することは、沖縄の特性とはいえずとも、  
 その存在自体は疑いないところである。

たとえば「重籍者ハ戸籍吏又ハ區長、間切長  
 の証明書ヲ添付シテ除籍ノ許可申請ノ手續ヲ為  
 スヘキモノナルヤ果シテ然ラハ重籍者他郡區間  
 切島ニ渉ル場合ニハ果シテ重籍ナルヤ否ヤ認ム  
 ルニ由ナシ此ノ場合ニハ如何セハ可ナルヤ」と  
 の質問<sup>24)</sup>、あるいは「甲乙アリ甲ハ財産ヲ有ス  
 ル無籍者ニシテ乙ノ二男ヲ養子トナセルモ届出  
 サル前甲死亡セリ如何ナル手續セハ無籍者ノ相  
 続ヲ為シ得ルヤ」<sup>25)</sup>との質問に見える。これに  
 対する決議は親族会の選定により相続人とする  
 しか外なく、被相続人の住所地と相続人の本籍  
 地が同一の場合に選定相続人が相続届をなした  
 ときは、本籍人登記簿に登記し、本籍地変更届  
 を出させ、新戸主の戸籍を編成し、しかる後入  
 除籍の手續をするようにとの回答である。

限られた情報により沖縄戸籍事情の全貌を明  
 らかにはしえないが、戸籍法施行前後の人事関  
 係の実情及びその処理の一端を垣間見ることが  
 できたといえよう。

なお翻って、現行戸籍制度一般につき、実定  
 法解釈にかかわる問題も発生している。戸籍制  
 度の将来を検討する上でも、戸籍の依ってきた  
 過去を検証する必要性を痛感するところであ  
 る。

## 付 記

本稿は平成20年度文部科学省科学研究費「基盤研究A 課題番号17203003『沖縄近代法の構造とその歴史的性格』（研究代表者 沖縄大学教授田里修）による成果の一部である。なお同研究課題の報告書『沖縄近代法の構造とその歴史的性格』に掲載の拙稿「明治期以降における沖縄戸籍の変遷—明治31年戸籍法実施にかかる史料整理を中心に」は本稿の前提となる基本資料であり、本稿は上記報告書掲載論文に継続するものである。報告書作成時までに未脱稿の史料を、本稿に収録した。

## 注

- 1) 外岡茂十郎編『明治前期家族法資料』（昭和43年早稲田大学刊行）第2巻第2冊下218頁。「明治七年太政官布告第七三号ト沖縄ノ士族分籍ニツイテノ舊慣」
- 2) 戸籍學會編「戸籍質疑録」第83号～99号。法務省図書館所蔵。質疑録の内容は現在の『戸籍時報』誌（加除出版）と同様、戸籍事務担当者の質疑のほか、戸籍関連論文も掲載。
- 3) 福島正夫・利谷信義『明治前期の地方体制と戸籍制度』橘書院1981年62頁。石井良助『家と戸籍の歴史』創文社昭和56年428頁。
- 4) 山主前掲54頁。石井前掲438頁。
- 5) 福島正夫「明治四年戸籍法の史的前提とその構造」福島正夫編『戸籍制度と「家」制度』1959年東京大学出版会158頁。
- 6) 山主政幸『日本社会と家族法—戸籍法をとおして』日本評論新社昭和33年23、85頁。
- 7) 山主前掲91頁。
- 8) 明治31年法戸籍が、現実の「家」との乖離に繋がり、観念化・形式化していったか否かにつき、賛否相闘わされた経緯がある。この点現代社会の戸籍の意義を考える際にも重要な論点ではあるが、本稿ではひとまず実態論には触れずにおく。鈴木祿弥「戸籍編成の原理についての比較法的研究」『家族問題と家族法第7巻家事裁判』273頁。
- 9) 社会経済資料叢刊第一冊。昭和九年九月、東京雄松堂書店刊、11頁。その官吏登用についての記載の典拠につき、主に「中山世請」、「中山世鑑」に依ったと記載されているが、さらに同書によれば、官吏登用は上古の時代より始まったものではあるが、その変遷、司掌の権限とも明瞭を欠くところが多いとも書かれている。
- 10) 同上。『（沖縄の）風俗並ニ遊戯』の項。原文は句点なし。文章間の空白筆者挿入。カッコ書き読みカナは、原文では右横にカタカナで振り仮名として付されている。
- 11) 内務省指令明治17年3月11日 注1外岡第2巻第2冊下218頁。
- 12) 「沖縄県令達類纂（原本ハワイ大学ハミルトン図書館 宝玲文庫 第十四類「雑」（下5）」 沖縄県立図書館による複製版 沖縄県立図書館蔵 K09 H45-153（発行年月記載なし）。
- 13) 同上「雑」掲載。
- 14) 同上6頁。
- 15) 『明治十年九月三十日刊行 官令全報第十四號』（弘令社発兌）司法省指令刑刑事部35-36頁。
- 16) 戸籍學會編『戸籍学研究』27號（明治36年1月18日発行）7、8頁。同書は注2掲載の『戸籍質疑録』とほぼ同じ体裁である。
- 17) 戸籍學會編、明治四十年八月五日発行。法務省図書館所蔵。
- 18) 原文は漢字カタカナ旧文体。以下は適宜現代文にして記載。登載書式が問題となる部分のみ原文のまま転載。
- 19) 1ないし6は戸籍質疑録八拾參號11頁以下、7ないし33は同八拾四號15頁以下。
- 20) 那覇區裁判所管内島尻郡第1回戸籍事務協議会記事録 戸籍学会「戸籍質疑録」第86號 明治40年8月5日発行。
- 21) 同上23頁。
- 22) 131號（明治44年6月1日発行）12頁。
- 23) 同上127號12頁。
- 24) 那覇區裁判所管内島尻郡第一回戸籍事務協議会記事録 那覇區戸籍吏提出第十。戸籍質疑録86號24頁。決議は「裁判所ノ処分ニ任スル事」。
- 25) 那覇區裁判所管内中頭郡二回戸籍事務協議会記事録 宜野湾間切戸籍吏提出第二九。戸籍質疑録86號32頁。

[おくやま きょうこ 横浜国立大学大学院国際社会科学研究所教授]

